

平成 19 年度 12 月
MOT 認証評価基準第二次案
MOT 協議会

基準 1	目的および入学者選抜
	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門職大学院の目的が明確に定められており、その内容が、学校教育法に適合するものであり、当該目的が周知、公表されていること。 ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。 ・実入学者が教育目標を達成する上で支障がない範囲に管理すること。
基本的な観点	<p>1.（設置目的）</p>
	<p>各技術経営系専門職大学院の設置目的は、学校教育法第65条第2項および大学院設置基準第1条2に大綱的に準拠し、かつ専門職大学院設置基準要綱第二の1（専門職学位課程の目的）「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とすること」に整合すること。例えば、「技術社会が直面する技術経営上の諸課題の発見、展開、解決方法の実践的知見を涵養できる教育であること」を共通の設置目的とし、詳細については各大学院の特徴に基づきその方針に委ねられる。</p>
	<p>2.（開示）</p>
	<p>上記の設置目的は、当該大学院を構成する教職員、学生に周知され、また社会に印刷物やホームページ等により広く開示され、志願者の便に供するとともに、社会一般からも認知されるように努めなければならない。</p>
	<p>3.（アドミッションポリシー）</p>
	<p>設置目的に対応したアドミッションポリシー、すなわち志願者に求める能力、意欲、適性、経験などについて、各大学院の基本的な方針を定め公表・周知しなければならない。この場合、技術経営系大学院においては、実務経験を有する社会人を主たる対象とし、併せて学部新卒者やダブルメジャー者をも受け入れることから、この点に配慮したアドミッションポリシーを立てなければならない。</p>
<p>4.（入学試験）</p>	
<p>各大学院は、アドミッションポリシーに沿って、入学試験の内容・方法と適切な実施体制を整備し、公正な試験を実施しなければならない。この場合、一般的な大学院入学試験とは異なり、社会人の入学志願者を配慮した対応に努めなければならない。</p>	
<p>5.（入学定員等）</p>	
<p>各大学院にあつては、設置許可時における入学定員および収容定員を明示し、実入学者数および実収容者数が教育目標を達成する上で支障がないようにその適正化に努めなければならない。</p>	

基準 2	教育課程
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程が理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、各専門職大学院の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。 ・教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。 ・成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。 ・学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。
基本的な観点	1. (教育目標)
	各大学院の定める設置目的に沿って、各大学院にあっては、技術経営に必要な理論的および実践的知見を修得させ、併せて高い倫理観および国際的視野を持つ専門家人材を養成することを基本とし、具体的な教育目標を設定しなければならない。
	2. (基本的観点)
	技術を基にビジネスを展開できる能力を付与するために、例えば、技術分野の科目を基礎とし、マネジメント分野の基幹科目として企業等組織、経営戦略、技術・生産管理、マーケティング、企業財務、企業倫理等を適切に組み合わせるなど、各専門職大学院の設置目的に応じた教育課程を編成しなければならない。
	3. (教育課程の編成)
	理論的教育と実践的教育とが巧みに架橋され、技術経営系専門職大学院の設置目的を十分に達成できるように教育課程が体系的に編成されていなければならない。この場合、各専門職大学院における実践的能力付与に向けた科目設置の考え方と特色を明確にし、教育課程(カリキュラ)の全体構成、基本分野科目、応用・展開科目、ケーススタディ等プロジェクト科目などに分類し、教育目標達成に向けたキャリアアップルートの実際等を明示しなければならない。推奨履修単位数の配分は各大学院の教育上の判断に委ねられるが、技術経営系専門職大学院の設置理念に鑑み、修了要件である単位数のうち、基本科目群を1/4程度、応用・展開科目群を1/2程度、実践的プロジェクト科目群を1/4程度として指導することが望ましい。
	4. (教育内容)
各科目の教育内容は、最新の研究技術およびビジネス動向を的確に反映し、関連する職業分野の要望に十分対応できるよう精査され、結果として各大学院の教育内容の水準が、当該職業分野の期待に応えられるように努めなければならない。	
5. (履修上の配慮)	
学生が科目内容を十分に理解し、かつ得られた知見を実際に展開・活用できることを配慮して単位付与することを基本とし、そのため各大学院が定める履修期において、科目登録数の上限設定の取り組みを含め、取得単位が、涵養された能力に対応していることへの配慮をしなければならない。併せて、学生の履修に配慮した適切な時間割の設定がなされていることが求められる。	
6. (履修年限)	
標準修業年限は2年間を基本とするが、実務経験保持者等の学生を対象に各大学院の判断により1年制コースを設けることができる。この場合、各大学院の設置目的に照らして十分な成果が得られるように適切な学期、就学時間帯およびカリキュラムが編成・実施されなければならない。	

7. (多様性への対応)

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他研究科の授業科目の単位認定、他大学との単位互換、インターンシップ等による単位認定等)に配慮しなければならない。

8. (教育方法)

技術経営分野における問題の発見、展開、および総合的解決能力を涵養するため、各講義科目を講義、事例研究、グループ討議、発表、ケースメソッド等を組み合わせて構成するとともに、フィールドスタディ、インターンシップ、ケーススタディ、プロジェクトプラン等のプロジェクト科目を適切に組み合わせて全体を構成することに努めなければならない。

9. (クラス構成)

各講義科目の受講学生数が、講義方法、施設、設備等の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる適切な人数となっているようにしなければならない。

10. (シラバス)

教育課程の編成の趣旨に沿って、授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されていないといけない。

11. (通信教育等)

通信教育を行う場合には、面接授業(スクーリング)もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われなければならない。

12. (履修指導等)

履修指導および学習相談が、履修暦や実務経験の有無等の学生の多様性を踏まえて適切に行われなければならない。

13. (成績評価)

明確な成績評価基準が学生に公開され、それに従って、成績評価と単位認定がなされなければならない。

14. (修了要件)

各専門職大学院の教育目的に応じた修了認定基準が策定され、学生に周知されなければならない。

15. (学位)

学位としては、技術経営修士(専門職)等とすることを基本とし、その具体については各大学院の決定に委ねられる。

16. (教育情報の共有)

学生の学習状況や各教員の授業内容、指導方法について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られなければならない。

17. (社会人学生等)

技術経営系専門職大学院においては、社会人学生が多いことを配慮した教育課程になっていなければならない。

基準 3	教育の成果
<p>・各専門職大学院の教育目的において意図している、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果が挙げられていること。</p>	
基本的な観点	<p>1 . (定量的評価)</p>
	<p>各学生の単位修得、修了の状況および関連資格取得の状況等から判断して、学位授与に相応しい教育成果が保証され、また学生全体の就学・修了等の定量的状況から、各専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が十分に挙げられていると判断できなければならない。</p>
	<p>2 . (学生による評価)</p>
	<p>学生による授業評価等および意見聴取の結果を参考にして、各専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が挙げられていると判断できなければならない。</p>
<p>3 . (進路状況)</p>	
<p>学位取得者の社会における活動が、技術経営系専門職大学院の教育付加価値をもとに、社会での活躍等の実績や成果に十分反映されていると判断できなければならない。この場合、修了後の進路の状況等の実績や修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果等から判断して、各専門職大学院の目的に照らした教育の成果が挙げられていると判断できなければならない。</p>	

基準 4	教員組織等
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。 ・教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。 ・教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。 ・教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。
基本的な観点	1. (編成)
	各大学院においては、専門職大学院設置基準で規定される教員組織編制に基づく基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編制が実行されていなければならない。
	2. (教員数)
	専門職大学院設置基準で規定する必置教育数を最低限度とし、各専門職大学院の教育課程を遂行するために十分な人数を確保し、また担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が確保されていなければならない。また各専任教員は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
	専攻分野について、教育上または研究上の高い業績等を有する者
	専攻分野について、高度の技術知見を有する者
	専攻に関連する分野において特に優れた知見を有する者
	3. (教員の業績等)
	教員の教育、研究および実務上の業績等、各教員がその担当する専門分野について、教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検および評価の結果の公表その他の方法で開示され、その資料が本基準に基づく認証評価においても開示されなければならない。
	4. (実務家専任教員)
専任教員のうち、専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(以下、実務家専任教員という)が、専門職大学院設置基準の「文部科学大臣が別に定める数」の概ね3割以上に相当する人数置かれていなければならない。	
5. (授業科目の担当)	
各専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任の教授または准教授が配置されていることが望ましい。	
6. (採用指針等)	
各専門職大学院の目的に応じて教員活動をより活性化するための適切な措置、例えば、任期制、公募性、テニユア制度等の導入、年齢および性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保等が講じられていることが望まれる。また教員の能力向上を意図した制度(例えばサバティカル制度)が整備されていることが望まれる。	

7 . (採用要件等)

教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されなければならない。この場合、特に教育上の指導能力の評価が十分に行われていることが望まれる。

8 . (活動評価)

教員の教育活動、ならびに教育内容等と関連する研究および社会的活動に対する評価方法、例えば学生による授業評価、ファカルティデベロップメント、自己点検評価による活動状況の書面提出等、が確立され、定期的な評価が行われていなければならない。また、その結果把握された事項に対して各教員に対してフィードバックし、改善、忠告、勧告等の処置がなされる制度が確立し、実行されなければならない。詳しくは、基準6の教員の質の向上および改善を参照のこと。

9 . (事務組織)

各大学院の教育課程を遂行するために必要な事務組織が確立され、必要な職員等が適切に配置されていなければならない。また管理運営のための組織および事務組織が、各専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっていなければならない。

基準 5	施設設備等の教育環境
<ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。 ・学生相談・助言体制等の学習支援及び学生の経済支援等が適切に行われていること。 ・専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有していること。 ・各専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及び事務組織が整備され、機能していること。 	
基本的な観点	1 . (施設・設備等)
	<p>専門職大学院の教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備、例えば講義室、演習室、実習室、教員室等、が適切に整備され、有効に活用されていなければならない。</p>
	2 . (学生の自主的学習環境)
	<p>自習室、グループ討論室、情報機器室等が各大学院の教育目標の達成と教育課程に準拠して適切に整備され、効果的に活用されていなければならない。</p>
	3 . (図書等)
<p>各大学院の教育目標の達成と教育課程に準拠して、図書、学術雑誌、視聴覚資料および教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていなければならない。</p>	
4 . (学生支援等)	
<p>学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および就学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制が適切に整備され、有効に活用されていなければならない。また学生がその能力、適正、および志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われる制度が確立し、有効に活用されていなければならない。特別な支援を行うことが必要と考えられる者（留学生、傷害のある学生等）にあつては、その者の学習支援、生活支援等が適切に行われるような支援制度が確立し、有効に活用されていなければならない。特別な支援を行うことが必要と考えられる者（留学生、傷害のある学生等）にあつては、その者の学習支援、生活支援等が適切に行われるような支援制度が確立し、有効に活用されていなければならない。</p>	

基準 6	教員の質の向上および改善
	<p>・教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。</p> <p>・教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための取り組みが適切に行われていること。</p>
	<p>1 . (自己点検・評価)</p> <p>専門職大学院における学生の受け入れ状況、教育実施状況および成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価する制度が確立し、有効かつ組織的に実施されていなければならない。</p> <p>2 . (学生からの意見聴取)</p> <p>基準 3 - 2 に対応して、学生による授業評価、満足度評価、学習環境評価等が適切に行われており、教育実施状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されなければならない。</p> <p>3 . (学外関係者からの意見聴取)</p> <p>各大学院の教職員以外の者、例えば、修了生、就職先の関係者等の意見や専門職域に関わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検/評価が適切な形で反映されなければならない。</p> <p>4 . (開示)</p> <p>自己点検・評価の結果が専門職大学院内及び社会に広く開示されなければならない。</p> <p>5 . (自己点検・評価の結果の活用)</p> <p>自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組みが組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられなければならない。</p> <p>6 . (講義内容の継続的改善)</p> <p>各教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行わなければならない。</p> <p>7 . (ファカルティ・ディベロップメント)</p> <p>制度が確立し、学生や教員のニーズが反映されており、大学院組織として適切な方法で実施されなければならない。実務家教員の教育上の指導能力の向上、および研究者教員の実務上の知見の充実に努めるようにファカルティディベロップメントが実施されて、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていなければならない。</p>

基本的な観点